

天 皇

—— その政治的機能と憲法解釈 ——

久 保 憲 一

Japanese Emperor : his political function and constitutional interpretation

Kenichi KUBO

I. はじめに

現行憲法下の天皇は日本国と日本国民統合の単なる『象徴』であり、その行為は憲法規定上の『国事行為』に限られ、何ら『国政』に関わりえない存在であるということになっている。しかしたとえ『国事行為』が形式的、儀式的であるとしても、実際の天皇の存在と行為は政治的意味や政治的影響力を相当もっていると言わざるをえない。またそもそも憲法典それ自体が「政治法」といわれ、「政治文書」である以上、憲法典に規定された天皇は必然的に「政治的存在」とならざるをえない。さらに現在の政治・社会的要請や国際交流の増大は、好むと好まざるとにかかわらず天皇の任務と地位をますます重要なものにしている。そこで小論では「政治上における天皇の機能と影響力の実際」と「天皇の地位と任務に関する憲法解釈」とを検討し、さらに学会の対応について若干の指摘をしたい。

II. 天皇の地位

1. 象徴・主権・総意

日本国憲法第1章は天皇に関する規定である。その第1条には『天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く』と規定されている。

(1) 『象徴』とは、英語 "symbol" の訳であり、一般に抽象的、無形物を感覚的にわかり易く説明するところの具体的有形物である。例えばハトによって平和を、日の丸によって日本国を説明するように、天皇によって日本国と日本国民統合を説明しているわけである¹⁾。そもそも『象徴』ということばは、本来文学的、芸術的あるいは宗教的表现であり、法

律上適切なことばとは言い難い。つまりこの規定は、天皇が「日本国統合と日本国民をわかりやすく説明する存在。すなわち体現者」であるというだけで、天皇が国家形態上、法的に、どこに位置づけられているのか全く定かでない。勿論この憲法規定では誰が元首なのか皆目わからない。

もっとも憲法への明記が制定過程において意識的に避けられたふしがある。占領軍が現行憲法草案作成にあたって指針表明したいわゆる「マッカーサーの三原則」には当初「天皇は国家元首の地位にある(Emperor is at the head of the State)²⁾」と明記されていた。

ところがその後のいわゆる「マッカーサー草案」では『象徴』に代えられた。マッカーサー占領軍司令長官は、彼自身天皇の『国民統合』力を充分認識していた。回想録にも記しているように、日本占領を円滑に遂行するには天皇の存在が絶対不可欠である、もし天皇が戦犯として絞首刑にでもなれば、日本中に軍政をしかねばならなくなり、ゲリラ戦がはじまり、占領遂行になお少なくとも百万の援軍を要するであろうと予測していた³⁾。ただ彼は、天皇を存続させるとしても極力無力なものにしなければならないと考え、元首の一特性にすぎない『象徴』機能しか憲法に明記せず、天皇の権能についても『国事行為』として元首の属性的行為の一部にのみ限定した。

この『象徴』ということばは、イギリス「ウエストミンスター条例」前文の『国王（王位）はイギリス連邦所属国の自由な結合の象徴である。(The Crown is the Symbol of the free Association of the British Commonwealth of the nations)』(1931)⁴⁾を参考にしたものと思われる。この『象徴』はその後「王室称号法」(1953)において『イギリス連邦の元首(head)』と言い変えられた。この期間(1931年から1953年まで)において、イギリス国王が単なる象徴でなく元首であったことは言う迄もない。

結局、マッカーサー占領軍司令長官は、憲法上の天皇の権能を極小化するために『象徴』という表現を選びだしたにすぎない、そして天皇が「君主」であり「元首」であることは現行憲法に默示するに留めた。その証拠として現行憲法における天皇規定は、明治憲法同様第1章に位置づけられ、また英文憲法の第1章には ``SYMBOL`` でも ``TENNO`` でもなく ``THE EMPEROR``⁵⁾ というタイトルがつけられている。これらは天皇が今なお君主であり、元首であることを雄弁に物語っている。

今日、多くの憲法学者は、憲法第1条の『日本国民の統合』とは天皇にあくまで「消極的・受動的機能」のみ認めているだけで、統合し、代表するという「積極的機能」まで与えていない⁶⁾、としている。しかし周知のごとく、実際には天皇は今日相当「積極的機能」を果たしている。例えばいわゆる「皇室外交」といわれるもの、また「国内行幸」などをとてみても政治・行政上かなり重要な意味を有しているといえよう。平成3年の島原雲仙の被災地慰問や東南アジア歴訪などは、今上陛下の「積極的ご意志」によるところ少なくなかったといわれている。

- (2) 第1条後半には、『この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く』とある。この規

定は1789年のフランス人権宣言第3条『一切の主権の淵源は、本来国民に存する。いかなる団体も、いかなる個人も、国民に由来しない権力を行使することはできない』を参考にしたものといわれる。しかし『主権』概念は極めて多義的で曖昧なものである。しかもその意味、内容は時代により、遭遇する環境によって変化してきた。また「主権の存する国民の中に天皇が含まれるか」どうかについても、実際のところ学界では意見が分裂している⁷⁾。それはさておき一般に「国民主権」は、民主主義における基本原則であり、人類普遍の原則である、また君主制に対立するものと解されている。ただ「天皇主権」の明治憲法は封建的で、「国民主権」の現行憲法は民主的というのは、あまりに観念的で短絡的見方ではないだろうか。

第1、明治憲法において『主権』なることばは一切見あたらない。事実、主権の所在をめぐり、有名な憲法解釈論争「天皇機関説」事件が起きているほどである。確かに明治憲法第1条では『大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス』と定められていた。ところが第4条には『天皇ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ總覽シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ』と規定されていた。天皇はあくまで『憲法ノ條規』(第4条)に基づいて統治權を總覽しなければならず、「立憲君主」として決して無制限な統治權總覽者ではなかった。

第2に、イギリスは『主権』が「国王を含む議会」にあり、国民ではない。にもかかわらずイギリスは、「民主主義の母国」といわれている。一方国民主権を標榜する国家が必ずしも民主主義国でなく、独裁国または全体主義国という実例が多い。つまり国民主権と民主主義とはおよそ無関係である。実際ノルウェー、ベルギーおよびルクセンブルクは、「君主制国家」であるにもかかわらず憲法に「国民主権」が明記されている。1975年に王政復古したスペイン⁸⁾も、憲法第56条に『国王は、国家の元首であり、国の統一と永久不変の象徴であって』とあるにもかかわらず、第1条に『国家の主権はスペイン国民にあり』と規定されている。

要するに「国民主権の政治目標は国民の利害を最も優先的に顧慮するものであり、それに基づき政治善惡の区別がおこなわれることにある⁹⁾」とするなら、今日民主主義国家なら君主制国家、共和制国家を問わず至極当然のことであると思われる。こうした多義で曖昧な『主権』概念をことさら憲法に導入したことが、かえって問題を生みやすくしたと言えなくもない。

第3に、天皇の象徴たる地位は『日本国民の総意』に基づいて存在し、もし天皇の象徴たる地位が日本国民の多数決によって否定されることにでもなれば、天皇はその地位を失う。¹⁰⁾と解釈するのが憲法学者の大半の立場である。なるほど「天皇の地位の法的根拠は民意にある」ということであろう。しかし実際には制憲時もそれ以降も『日本国民の総意』が確かめられたことは一度もない。その手続きさえとられたことがない。結局『日本国民の総意』とはあくまで実証の伴わない「觀念」である。するとこの『日本国民』とは、なにも「現在の日本国民」のみを指すのではなく、「歴史上の日本国民」をも包含した「総

体としての日本国民」とみてよいのではなかろうか。

そもそも『総意』とは、実はルソーの言うヴォロンテ・ジェネラールのような合理的理念的意思であろう。つまり天皇が日本國の象徴であることは日本國民の総意を基礎に確立していること、すなわちあくまで天皇の地位の基礎づけを示しているだけであり、その地位が國民の多数決で否定されるという意味ではないように思われる。

仮に天皇の地位が國民の多数決で否定されうるという解釈が認められるとしても、第2条の『皇位は、世襲制のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する』とは完全に矛盾する。そこで多くの憲法学者は、『総意』規定の趣旨に反するこの『世襲』規定は民主主義憲法に相応しくない「現行憲法上の特例」であり、皇位継承が『皇統に属する男系の男子』（皇室典範第1条）に限られるという規定も「現行憲法の平等主義」に反し、あくまで明治憲法の残滓にすぎない¹¹⁾と、いかにも苦しい説明をすることになる。しかしこのような規定はわが国に限られたものではない。今日の立憲君主憲法にはしばしば見出しうる。一例としてヨーロッパの代表的民主主義国家・福祉国家ベルギーの現行憲法を瞥見すれば、その第60条は『国王の憲法上の権能は、レオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・サクス・コブル殿の直系、実系かつ嫡系の子孫が、長子継承の順序により、男系に従って、これを世襲し、女子および女系の子孫は、永久に継承の権利を有しない。』と規定されている。

第4に、天皇の法的責任についてみると、君主は国政上は勿論刑事上の責任も問われないというのが一般原則である。こうした規定は「君主無問責の原則」と呼ばれ、明治憲法では第3条に『天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス』と明記されていた。例えば國民主権を規定するベルギー憲法では、第63条に『国王はこれを侵すことができない。国王の大臣が責任を負う』と定められ、スウェーデン憲法第3条にも『国王の身体は神聖である。国王は、その行為について訴追を受けることはない』とある。またデンマーク憲法13条にも『国王は、自己の行為に対して責任を負わない。その人格は神聖である』と定められている。

現行憲法にはこのような明文規定はない。そのかわり第3条に『天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う』とある。つまり実質的決定を行う内閣が政治的責任を負い、天皇は国事上全く責任を負う必要がないということである。さらに憲法に『象徴』という特別な地位が与えられていること、また天皇が未成年または心身の故障のため自ら国事行為を行えない時の『摂政』規定（第5条前段）および『摂政はその在任中訴追されない』（皇室典範第21条）という規定により、天皇は刑事上においても実際には責任を問われない¹²⁾。民事上においても天皇を被告とする訴状は却下される判例がある（最判平成2・11・20民集43・10・1160）。

2. 特別な存在としての天皇

現行憲法における『象徴』規定は、『総意』『世襲』規定とともに、天皇を「特別な存在」と

して「君主」および「元首」たらしめている。さらに次のような事実においても、天皇は国民（首相や閣僚および国会議員をも含み）とは全く異なる地位に有しているのである。

- ① 天皇には「姓」がない。古来、皇位は一系で受け継がれ、姓をつける必要がないということであろう。
- ② 天皇、皇后、太皇太后、皇太后は「陛下」という敬称が与えられている。皇太子以下その他の皇族の敬称は「殿下」である（皇室典範第23条）。
- ③ 天皇の誕生日は国民の休日とされる（国民の祝日に関する法律第2条）。
- ④ 天皇および皇族の身分に関する事項は、皇統譜に登録（皇室典範第26条）され、戸籍法の適用はない。勿論住民登録法の適用もない。
- ⑤ 天皇、皇太子および皇太孫の成年は18才である（皇室典範第22条）。これは『摂政』という異例をなるべく回避しようとしたものであろう。
- ⑥ 天皇は「旅券（パスポート）」を有しない。「元首はパスポートを必要としない」という国際儀礼によるものである。他の皇族が旅行される場合には一般旅券ではなく「外交旅券」で、そのつど取得される。ちなみに皇太子の官職欄は、『CROWN PRINCE OF JAPAN』であり、他の皇族は『MEMBER OF THE IMPERIAL FAMIRY』である。
- ⑦ 天皇に対する不敬罪は戦後廃止されたが、名誉毀損については内閣総理大臣が告訴権を有する（刑法第232条2項）。
- ⑧ 皇室財産の授受については、国会の議決を必要とする（憲法第8条）。
- ⑨ 天皇が崩御された場合、「大葬の礼」を行う（皇室典範第25条）。墓地埋葬法による墓地に関する規定は適用されない。但し皇族の陵墓に関する特別規定が皇室典範にある。

III. 国事行為と公的行為

現行憲法第4条には『天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない』とある。つまり天皇の行為は、形式、儀式的な国事に限られるということである。しかしたとえ形式、儀式であっても「正統性」と「権威化」の観点で、天皇の行為は「政治的意味」や「政治的影響力」をもつことがある。むしろ歴史事実の示すところ相當にある。例えば天皇の権能が最も微弱であった幕府時代においてさえ、將軍がその地位に就き、政¹³⁾權を獲得し、維持するためには、勅旨によって征夷大將軍の「宣下」を受けねばならなかった。系図上天皇に繋がらず幕府を開くことのできなかった豊臣秀吉でさえ「関白太政大臣」の地位を必要とした。したがって現行憲法下における天皇の『国事行為』も、単なる象徴的行為、すなわち形式や儀式としてのみ片付けられない。

1. 国事行為

現行憲法第6条、第7条には次のような国事行為が列挙されている。

- ① 憲法改正・法律・政令および条約の公布（憲法第7条1号）
- ② 国会の召集（憲法第7条2号）
- ③ 衆議院の解散（憲法第7条3号）
- ④ 国会議員の総選挙施行の公示（憲法第7条4号）
- ⑤ 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免及び全権委任状及び大使及び公使の信任状の認証（憲法第7条5号）
- ⑥ 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の認証（憲法第7条6号）
- ⑦ 栄典の授与（憲法第7条7号）
- ⑧ 批准書及び法律の定めるその他の外交文書の認証（憲法第7条8号）
- ⑨ 外国の大使及び公使の接受（憲法第7条9号）
- ⑩ 儀式の挙行（憲法第7条10号）
- ⑪ 国会の指名に基く、内閣総理大臣の任命（憲法第6条1項）
- ⑫ 内閣の指名に基く、最高裁判所の長たる裁判官の任命（憲法第6条2項）

以上12の行為は『助言と承認』という方法において事実上内閣が意思を決定することから、天皇が自発的に行う余地はないといわれている。しかし『国事（英文には matters of state である）』とは、「国家に関する事柄。一国の政治に関する事項」（広辞苑）という意味であり「国事に奔走する」という言い方もある通り、『国政（英文では powers related to government）』と区別することは事実上困難である。そこで一般には憲法第6条と7条に列挙された国事行為の諸規定から帰納し、その性質が説かれることとなる。

これらの国事行為は、君主または元首固有の任務であり、国際交流のますます盛んになりつつある今日、その任務の重要性はかなり増しているように思われる。¹⁴⁾

イ) 内閣総理大臣や最高裁判所長官の任命¹⁵⁾は、歴史的にも最重要の任務のひとつであり、形式的であれかなり政治的重要性を有しているといえよう。なぜなら天皇による任命は「正統性の証」となるからである。いかに政治権力を持っていようと、「立憲君主制（天皇不親政）」を伝統とするわが国においては、天皇から「大臣（おおおみ）」またはそれ相応の公的証明を受けなければ、国民から正統な政権担当者たる認知や支持が得られない。

ロ) 国会に対する国事行為に『国会の召集』『衆議院の解散』および『国会議員の総選挙施行の公示』がある。天皇によって「詔書」¹⁶⁾が発せられる。その政治的意味が大きいためにしばしば憲法解釈上問題となりがちである。国会の召集や衆議院解散の規定は、明治憲法にも存在した。特に解散は、議員の身分を任期満了前に失わせることであり、儀式的行為とはいえない現実政治に関わる行為である。

ハ) 『憲法改正、法律、政令および条約の公布』『国務大臣などの任免ならびに全権委任状および大使・公使の信任状の認証』『恩赦などの認証¹⁷⁾』も全然政治的行為でないとはいえない。例えば憲法改正、法律、政令および条約の公布とは、天皇がそれらの成立を

国民に告知することであり、法律等の効力発生要件である。明らかに『国政』に関わる行為である。

『批准書および法律の定めるその他の外交文書を認証する』ことも同様であり、批准とは、条約締結権者が条約締結の効力を確定する行為である。『その他の外交文書の認証』とは大使、公使の解任状、領事官の信任状などが正当な手続きによって有効に成立していることを証明する行為でもあり、文書に「権威」を与えるためのものである。信任状の「正本」は天皇に、「副本」は内閣に提出される。これは天皇が日本の元首たることを事実上諸国に表明していることを意味し、¹⁸⁾天皇が「元首」として対外的に及ぼす政治的効果少なくない。

また『大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除および復権の認証』。これらは一般に「恩赦」と呼ばれ、皇室または国家の慶弔に際して実施される君主の特権的任務である。叙位叙勲とともに君主の慈愛、栄誉、権威の表象とされている。明治憲法下では「天皇大権」として扱われた。現在も「恩赦法」には伝統や先例が色濃く反映、維持されている。現行憲法下において内閣の助言と承認が必要になったとはいって、『認証』は内閣の決定を「権威化」する重要な伝統的、歴史的意義をもっている。

二)『栄典の授与』『外国の大使・公使の接受』『儀式の施行』なども、それが政治や権威と関わり、単なる栄誉・儀礼的行為としてのみ片付けられない。例えば栄典の授与は「国民の権利義務」に関わる事柄でもある。実際、紫綬褒賞、黄綬褒賞が政令によって追加された時、違憲論が惹起した。¹⁹⁾

また外国の大使・公使の接受も、大使・公使の信任状の認証と対になっていることから、対外関係上重要な政治的効果を有するといわざるをえない。

また『儀式を行うこと』が規定されているが、この『儀式』²⁰⁾とは、「天皇が主体となって行う国家的儀式のみを指し、他の機関の行うものに天皇が出席するものは含まれない」というのが一般的な解釈である。現行憲法下では毎年の「新年祝賀の儀」「憲法施行記念式典」など、年によって違いはあるが、年間に行われる国事行為やそれに関連する儀式は、1千件を超えるという。また閣議決定によって国事行為となった特別な『儀式』には、近頃では「大葬の礼」「即位の礼」などがある²¹⁾。大葬の礼や即位の礼では史上最大規模の「元首外交」が展開され、また即位の礼では北の丸公園において元主の礼砲「21発」が轟きわたった。また即位の礼において「高御座（たかみくら）」に立たれた天皇に内閣総理大臣が「寿詞（よごと）」を奏上する形式は、君主と臣下の関係を内外に宣言するものであった。

2. 公的行為

天皇の行為には、明らかに私的な行為もある。例えば避暑、海洋生物の採集や研究、私的な

小旅行、音楽演奏、鑑賞、またテニス、スキーなどがそれである。しかし国事行為として憲法上規定されてはいないが、²²⁾ 公的な性格をもつ行為がいくつかある。例えば、

- ① 外国元首との親書親電交換
- ② 外国公式訪問
- ③ 外国の国家儀式への参列
- ④ 国会開会式への出席と「おことば」の朗読
- ⑤ 国民体育大会開会式、日本学士院賞授賞式、日本芸術院賞授賞式、日本戦没者追悼式、国民文化祭、また植樹祭や日本において開催されるオリンピック大会や万国博覧会等への出席、「おことば」の朗読
- ⑥ 園遊会や正月の一般参賀
- ⑦ 国内巡幸
- ⑧ 謁見
- ⑨ 内奏
- ⑩ 歌会始、講書始

政府や多くの学者は、これらの行為を「国事行為に準ずるもの」あるいは「公的行為」として扱っている。²³⁾ 国事行為とそれに関連する儀式以外のこれらの公的な行為は、年間約200回にも及ぶという²⁴⁾。これらの行為は、今日の政治・社会的事情や外交的必要上、近年とみに増加しているようである。国民はこれらの公的行為を概ね容認しているが、憲法学者の中には国事行為からの逸脱とみる者もいる。しかし彼らとてこれらの行為全てを憲法違反とみなしていない。²⁵⁾。

- イ) 「外国元首との親書親電交換」は、憲法第7条と密接に関連しており多分に儀礼的行為であろう。各国の建国記念日や国王・女王の誕生日などの祝電、または大災害や大事故などの見舞い電報を「元首宛」に送っている。一方天皇誕生日には社会主義国、民主主義国を問わず祝電が寄せられる。親書親電交換は「元首対元首」の交際として、天皇の必要不可欠な任務であるといえよう。特に相手国が君主国の場合、言うまでもない。
- ロ) 「外国への公式訪問」は極めて政治的意味がある。元首の「スーパー・セールスマン」ぶりについてはよくいわれることである。昭和50年のエリザベス二世の来日時のわが国の熱狂を想起すれば容易に理解しうることであろう。天皇の外国訪問も「百人の大使に匹敵する」²⁶⁾といわれるほどの政治的効果をもっている。昭和天皇の昭和46年のヨーロッパ訪問や昭和50年のアメリカ訪問は、友好親善に大きな政治的役割を果たした。勿論各訪問国において天皇は元首として遇され、元首の礼砲によって²⁷⁾で歓迎された。各国の新聞は天皇を『Emperor of Japan』として報道した。ちなみに現在でも中国訪問や韓国訪問が実現しにくいのは、天皇の外国訪問が現実政治に深い関わりをもつ何よりの証拠であろう。
- ハ) 「外国の国家儀式への参列」は、昭和28年にイギリス王室からエリザベス女王の戴冠式の招待を受け、当時の皇太子が「天皇の名代」として出席したのが戦後最初のケースであ

った。これが国事行為「儀式を行う」ことに該当するかどうか問題となったが、結局天皇が主体となって行う儀式ではないという政府見解により、国事行為にならなかった。しかし勿論皇太子は、単なる私的行為としてではなく、日本国を「代表」して参列したことには疑いはない。昭和天皇の大葬の礼に際し163カ国、27国際機関が来日した。参加者は「元首級」「首相級」「閣僚級」に分けられ、元首級参列者は史上最高の55人にも達した。

ニ) しかし「天皇主催の晩餐会」のように天皇が主体となり海外からの賓客接待が行われるものもある。またその席上読みあげられる「おことば」は、実際には政府がその原稿をつくるのであるが、極めて強い政治的影響力をもっている。例えば昭和59年9月、韓国の全斗煥大統領が来日した際、天皇主権のもとに行われた晩餐会席上、戦争の謝罪が天皇の「おことば」に含まれるかどうかに韓国をはじめ世界各国の耳目が集中したことは、まだ記憶に新しい。かくて昭和天皇が迎えた外国の賓客のうち元首、皇族だけでも延べ200か国を数える。天皇が国際交流に果たす役割はいよいよ大きい。

ホ) 「国会開会式に出席」し、「おことば」を述べることについては、国事行為の「国会の召集」と密接に関連していることから、共産党を除き、違憲説はあまり出ていない。また「おことば」を違憲とする学説の中にも「現在の国民の憲法意識に反するよう」であることから、例外的に憲法習律として認めようとするものもある。²⁸⁾ 天皇はこの開会式においても「君主」として遇されている。その象徴的な事例は昭和60年にあった。国会開会式に際し、病気あがりの福永衆議院議長は、「玉座」へ無事に天皇をお迎えできないという理由で辞任した。真相は、背景に与党内の派閥争いがあったらしい。また今日「全国植樹祭や国体などの各種行事」が頻繁に催されるようになり、天皇や皇族が出席されることも多い。これは、政府や公的団体等が天皇臨席によって行事に「権威づけ」を図ろうとする。これは『日本国の象徴であり日本国民統合の象徴』たる天皇を「積極的に」活用しているケースである。単なる天皇の私的行為とは言いがたい。

ヘ) 毎年、春と秋に開かれる「園遊会」は各省庁からの推薦による各界功労者約2千名を赤坂御苑に招待するものである。招待者の功績に対する報奨、また今後の奨励の点から国家的に意義のある行為であろう。

ト) 「正月の一般参賀」は、天皇が日本の伝統および文化の体現者であり「君主」であるからこそなしうる行事であり、首相など一般国民には到底真似のできない行事である。「祖国へのアイデンティティー」を確認、醸成させるこの行事のもつ意義は、「国政」上無視しえない。

チ) 注目すべきは「天皇の国内巡幸」である。これのもつ政治的意味も大きい。例えば伊豆大島大噴火後昭和62年6月、昭和天皇自らの希望によって行われた行幸は、事実上の噴火終息宣言、安全宣言の心理的効果を国民にもたらし、被災地住民を安堵させたという。雲仙普賢岳の噴火でも今上天皇は所轄大臣より早く現地を見舞われた。

リ) 「謁見」は外国貴顕などが元首または君主としての天皇と面会することであり、なぜか

外国貴人は実際この謁見を切望するという。その政治的意味は無視できない。

- ヌ) 「内奏」は、天皇の国事行為の助言と承認を行う内閣の閣僚が、国事行為について天皇に口頭で説明することである。一例として、天皇が認証や栄典の授与などの国事行為を行う際、閣僚が叙勲者について説明することがある。また閣僚が国事行為に関して参内した際、所管事項一般について天皇に説明することもある。その他「拝謁」と称し、例えば海外出張の前後に首相や閣僚が、国会終了後には衆参両議員議長が、選挙終了後には自治大臣が、年末には都知事や警視総監が、年始には自衛隊関係者が、重大事件の生じた場合には所轄大臣が、天皇に報告を行っている。²⁹⁾
- ル) 新年行事の「歌会始」は、平安時代から宮中で続く、国民ともっとも結びつきのある行事である。その年のお題は前年の歌会始当日に発表され、一般の応募作の中から詠進歌が決められる。また毎年の1月上旬に、人文自然科学などの分野の学者、研究者のご進講を天皇皇后両陛下をはじめ各皇族方がお聴きになる。「講書始」は、学術奨励のために行われる。

IV. 天皇と基本的人権

「天皇も一般国民同様の権利義務の主体である³⁰⁾」という見地に立てば、天皇も当然『個人として尊重され』（憲法第13条）ねばならない。『思想及び良心の自由』（憲法第19条）『信教の自由』（憲法第20条）および『学問の自由』（憲法第23条）などは保障され、『財産権』（憲法第24条）も保障されるはずである。³¹⁾

ただ『象徴』という立場上、天皇の行為に公私の区別はほとんどつけられない。その存在や行為はほとんどといってよいほど公的意味をもっている。³²⁾しかも天皇は、その「象徴規定」「世襲規定」「国政に対する権能の否定規定」により、権利義務上多くの制約を負うことになる。³³⁾一般国民ならば当然保障されるであろう基本的人権は、著しく制限される。

- イ) まず「参政権」（憲法第15条）はない。選挙権・被選挙権も認められていない。
- ロ) 勿論「特定の政党等に加入する自由」（憲法第21条）もない。天皇は政治的に中立であるべきであるとされている。実際、天皇には永続的地位が保障されていることから、私利を計る地位はない。したがって天皇は、党派的行動しがちな内閣総理大臣より、遙かに公平無私であるという。³⁴⁾
- ハ) 『職業選択の自由』（憲法第22条2項）も認められない。『皇統に属する男系の男子』（皇室典範第1条）とりわけ皇長子は、精神もしくは身体の不治の重患、重大な事故（皇室典範第3条）がない限り、生まれながらに天皇とならねばならない宿命を負わされている。また一般国民が「職務」を離れて余暇を楽しむように、天皇が「天皇たること」の拘束を離れ、自由になられる時間、場所は一生涯ほとんどないといってよい。つまり「天皇の地位」は単なる「職業」とは言いがたい要素を多分に有している。

二) 憲法第22条の『居住・移転』の自由はおそらくない。かりに東京の真ん中が住みにくいという理由で、勝手に転居することは許されない。もし皇居移転が行われることにでもなれば、それは「京」の移動を意味し、重大な政治的・社会的影响をもたらしかねない。勿論「外国移住の自由」や「国籍離脱の自由」は現実的に考えられない。

ホ) 政治に影響を及ぼすような『表現の自由』(憲法第21条)は当然制限を受ける。政治に関わるものでなくとも、天皇の発言は各分野に及ぼす影響力が大きいことから、全く自由とはいいかない。

ヘ) また天皇および皇族の『婚姻は両性の合意のみ』(憲法第21条)で成立しえない。皇室典範第10条により皇室会議の議を経る必要がある。

ト) 天皇に「退位の自由」はない。史実が示すように、生前の退位は、皇位を政治的、党派的対立に巻き込むおそれがある³⁵⁾という理由からである。昭和天皇は晩年まで国事行為の激務をこなされていた。但し特別の理由ある場合に限り『摂政』が認められることは、既述の通り。

チ) 「税」分野は特に留意する必要がある。確かに皇族費、内廷費は非課税とされ(所得税法第9条1項12号)、旧御料や皇族の有する財産なども日本国憲法第88条前段に基づき国有財産として非課税扱いとなっている。しかし貯金や有価証券の利子所得、配当所得は、私的財産として源泉徴収で支払われ、地方税は申告によって当該自治体に納められる。また今回の遺産相続にあたり、今上陛下は現行憲法下はじめて財産公表を積極的に行われた。三種の神器、宮中三殿など600件は「皇位とともに伝わるべき由緒有る物」として相続税法上非課税扱いにされたが、美術品や皇室に伝えられる御物類3千件は国に寄贈された。かくて遺産総額約18億7千万円が課税対象となり約4億3千万円が相続税として支払われた。³⁶⁾

「天皇は主権者に含まれる」ので、課税は憲法第14条の「法の下の平等」に反しない³⁷⁾、というのが一般的解釈である。しかし疑問も残る。天皇は好むと好まざるとにかかわらず特別な地位にある。しかも基本的人権の大半は制約され、一生涯を通じ私人たる行動をほとんど見い出しえない。その上想像以上の激務もある。つまり「平等主義」の名のもとのこの課税処置は、「権利」と「義務」のバランスを欠く、いかにも「天皇の人権」を無視したものといえないのである。

V. 天皇規定に関する学界の対応

多くの憲法学者は、現行憲法の成立によって、明治憲法時代の「天皇主権」から「国民主権」に変わり、『統治権の総覧者』たる天皇の地位から現在の『日本国』と『日本国民統合』の単なる『象徴』たる地位に移動した、と解釈している。ところが彼らは、こうした一見断絶とも見える憲法原理上の大きな改変にもかかわらず、今なお天皇が政治・行政上において大きな役

割を果たし、君主的様相や元首的機能を果たしていることに、換言すると憲法典の条文上断絶しているはずの旧体制が、依然として政治・社会の実際において連続していることに戸惑いさえ感じている³⁸⁾。結局、それは次の事由によるものであろう。

第一に、彼らはヨーロッパ生まれの旧い君主制の公式や定義すなわち西欧の古典的分類に囚われすぎているように思われる。一例としてイエリネクの国家分類「君主制と共和制」に依拠しすぎる結果、彼らは日本の国家形態を「立憲君主制と共和制の中間形態ともいべき独特なもの」とか「一種の君主制というべき」、天皇の地位についても「準（亞）元首」「君主的」というように、³⁹⁾現実の国際社会や市民生活に何ら役にたたない説明をする。

彼らの「規範主義的」な見方のために、学界では、日本共和制論が有力である。ところが政府は、外交上わが国を立憲君主国として処理し、天皇を元首として遇している。従って諸外国も現実にはわが国を「立憲君主国」とみている。実業界や国民の一般通念もわが国を君主国として捉えているようである⁴⁰⁾。実際、学会がこのような「独特の」「一種の」「準」「亞」というような机上の表現で現実社会、特に国際社会に通用すると思い込んでいるとするなら、その学界体質にこそ問題がありはしまいか。

第二に、政治・社会現象は常に流動している。ダイナミックな人間社会は絶えず内外の変化に適応して発展している。ところが憲法や法律は本質的に「現状拘束的」性質をもち、ともすれば変化への適応力が欠ける傾向にある。「制度は生き物である」（H・ラスキ）と言われるように、憲法典の柔軟な解釈や弾力的運用も試みられているが、それにもやはり限界があろう。

日本国憲法は成立からはや半世紀近くになろうとしている。わが国は、産業・経済上何も見るべきものがない敗戦状態から、今日では世界屈指の大國に成長した。その間の科学技術の進歩や国際環境の変動には目を見張るものがある。ところがこのように変貌した政治社会状況にもかかわらず、奇妙なことに現行憲法典は一条一項の修正も行われていない。これは世界的に希有な現象である。カント、モンテスキュー、ホップスのような大学者の所説をまつまでもなく、憲法典が人為的に作成されたものである限り、いかに優れた憲法典であれ、時代の推移とともに実情にそぐわなくなるのは必然であろう。色褪せ、綻びるのは実定法の宿命である。ところがわが国の多くの憲法学者は、一向に社会のダイナミックな動きに正面から取り組もうとしていない⁴¹⁾。むしろ現行憲法をあたかも「不磨の大典」のように扱い、現状を憲法典に当てはめようと腐心する始末である。そこで彼らは必然的に「べき」という助詞を多用することになる。

第三に、彼らは専ら法の論理的枠組みの操作や憲法の解釈に終始する。しかし憲法の現実にはそうした方法では理解しがたい諸問題がまとわりついている。つまり重要な制度というのは一片の法律だけで成立しているものではない。制度はその周囲の伝統を、慣習を、しきたりを積み重ねて成立しているものである。それらは憲法典以上に強い影響力をもつことさえある⁴²⁾。ところが彼らは憲法典の枠組みや条文解釈に囚われすぎるあまり、その背景の社会的・歴史的

事情を見逃しがちとなる。

特に「天皇」問題では、天皇を政治行政的局面だけで条文解釈し、天皇がわが国の伝統の所産であり、長い歴史を有するわが市民社会の象徴、体現者である事実を軽んずる傾向にある。その結果、天皇に関しとんでもない事実誤認を生む。政治行政システム（サブ・システム）の背景には、天皇を中心とするわが国独自の社会文化システム（トータル・システム）が広がっている。確かに天皇についての規定は明治憲法から現行憲法にかけ大きく変化した。しかし占領軍の強圧で拙速な方法によって急拵えされ、施行された現行憲法が、連綿と続いてきた天皇中心の社会文化システム（市民生活における伝統、慣習およびしきたり）をそう簡単に壊滅させるとは思えない。ましてや明治憲法下同様、現行憲法の下でも同一天皇（昭和天皇）が存続し、崩御と同時に皇長子（今上天皇）に皇位継承されたことは、天皇を中心とした政治・社会秩序が今なお厳然と維持されている証左であろう。

VII. む す び

天皇の政治・社会的影響力は国内外を問わず、あらゆる分野に対して大きい。その最も顕著な現象は、昭和天皇の容体急変時や崩御時に証明された。天皇が病床につかれるや、市民生活の至る所で「自粛」が行われ、皇居には多くの市民が陸續と見舞い記帳に集まった。全国各地の市町村、海外の日本大使館、領事館にまで記帳所が設けられた。昭和64年1月7日、天皇が崩御されるや皇位継承が即刻行われ、「元号」は平成に改められた。日本中のあらゆる公文書、印刷物の日付も改められた。政府の弔意奉表に従い、政府官公庁は一斉に弔旗を掲げ6日間の喪に服し、地方公共団体以外の公署、会社、その他一般においても2日間、歌舞音曲を自粛、喪に服した。⁴³⁾ 1月7日の記帳者32万5427人、⁴⁴⁾ 8日の記帳者65万2223人、全国12ヵ所の弔問記帳者は最終的に223万2791人に達した。

計報は瞬時に世界を駆けめぐり、各国は日本関連記事としては異例のビッグ・ニュースで、弔意を表した。例えばインド政府は3日間の服喪、ネパールは2日の服喪、タイ政府は3日間の半旗掲揚、スリランカは1日服喪、社会主義国キューバも3日間の服喪、そしてベルギー王室は1週間の服喪を行った。ブータン王国は昭和天皇の特別法要を行った⁴⁵⁾。大葬の礼には史上最大規模の元首「弔問外交」が展開された。天皇のこの政治・社会的影響力は、吉田茂元首相の国葬や大平首相の内閣・自民党葬に比べるまでもなく、いかなる総理大臣とて及ぶところではない。その余人に代え難い政治・社会上の影響力において、天皇は紛れもなくわが国の君主であり、元首である。

註

- 1) 吉村正「現行憲法の矛盾」昭和50年、千代田永田書房、49頁。
- 2) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著「日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳」1987、有斐閣、99頁。
- 3) 「マッカーサー回想記」、朝日新聞掲載、昭和39年1月25日。

その事情について、かって内閣調査会が海外調査を行ったが、その渡米調査団報告にはつぎのごとく述べられている。

「本条の起草者たるケージス、ハッシー、ローウェル、ピークなどによれば、マッカーサー元帥のノートの第一項目は天皇について、その第一段階で、『アット・ザ・ヘッド・オブ・ザ・ステート』とし、また第三段で、その任務と権限は憲法に基づいて行使され、憲法の定めるところにより、人民の基本的意志に対して責任を負うとしているのであるから、この二つの点を考え合わせ、この両方の趣旨に適合するように、より正確に天皇の位置を書きあらわすため、シンボルという語を用い、天皇の地位についての考え方の衝突を避けようとしたとのことである。……特に元首という語を避けたのは、ヘッドという文字を用いるとやはり従来の明治憲法の解釈に戻るおそれがあるということを考慮した結果であるようである。すなわち『象徴』という文字を用いたことはヨーロッパ的な『ヘッド・オブ・ザ・ステート』ということを特に否認する意味ではないのであり、ただ、日本で元首という語をそのまま用いると明治憲法のような解釈がまた出てきはしないか、そしてそれでは民主主義的な考え方がこわされてしまうことをおそれたのである…」

つまりマッカーサーは決して天皇が「元首」たることを否認したわけではなかった。元首の一特性にすぎない機能『象徴』という語を使用することで、元首としての天皇を従来よりはるかに無力たらしめようと意図したにすぎない。(憲法調査会編「憲法運用の実際」法律時報33巻12月号、1961、18頁。)

- 4) メアリーランド大学のT.マクネリー教授に従えば「日本国の象徴ということばは、ウエストミンスター条例によって示唆されたと思われる」と指摘されている

(一倉重美律「日本の憲法政治」1983、成文堂、49-50頁。)

- 5) 高柳・大友・田中編著、前掲書、440頁。
- 6) 小林直樹「象徴・君主・元首」ジュリスト933号、1989、85頁。
- 7) 主権の多義性については長谷部恭男「主権：魔術からの開放？」ジュリスト臨時増刊884号、1987、41頁。
主権の存する国民の中に天皇が含まれるかどうかについては、ジュリスト933号、1989、8頁。
- 8) 阿部照哉・畠博行「世界の憲法集」1991、有信堂。
- 9) 蟻山政道責任編集「新憲法講座 第一巻」昭和21年、政治教育協会、142頁。
- 10) 吉村正、前掲書、57頁。
- 11) 小林直樹、前掲、87頁。
- 12) 佐藤功「日本国憲法概説」平成2年、学陽書房、328-329頁。
- 13) 小森義峯「天皇と憲法」昭和60年、皇學館大学出版部、68頁。
- 14) ちなみに昭和61年を例にとれば、ご決済になった書類1253件、国賓5件、公賓3件外国王室の歓迎4件、非公式に来日し首相・外相との会見9件、大使の信任状捧呈式28件、離任大使のお別れ20件、在日大使との昼食8件、進講49回、内閣の親任式1回、お出かけも国会開会式2回、春と秋の園遊会、植樹祭、秋季国体、戦没者追悼式……と天皇の公務は予想以上の激務である。

(「私たちの昭和天皇」1988、学習研究社、20頁)

国事行為（昭和61年の場合）

(項目)	(件数)	恩赦などの認証	59
内閣総理大臣の任命	1	栄典の授与	223

最高裁判所長官の任命	0	外交文書、公使の接受	28
法律、政令などの公布	515	外国大、公使の接受	13
国会の召集	4	儀式の执行	1
衆議院の解散	1	*このほか、それぞれ勲記、官記、信任状	
総選挙施行の公示	2	などへの署名が計326件ある。	
大臣の任免などの認証	79		

典拠) 朝日新聞1987年12月15日夕刊

15) 16) 17) 18) 斎藤憲司「資料集成・象徴天皇制」ジュリスト933号、1989、275-291頁。

(1) 形式	内大臣 氏名(署名)	年 月 日	内閣総理大臣 氏名
内閣総理大臣の任命と助言と承認の 形式	国会の召集	国務大臣の任命	内閣総理大臣 氏名
<p>日本国憲法第六条第一項に依り○○を内閣総理大臣に任命するについて右謹んで 裁可を仰ぎます</p> <p>年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 氏名</p> <p>(2) 内閣総理大臣の任命の辞令</p> <p>署名 御天皇</p> <p>内閣総理大臣 氏名(署名)</p> <p>年 月 日</p> <p>内閣総理大臣に任命する</p> <p>署名 御天皇</p> <p>内閣総理大臣 氏名(署名)</p> <p>年 月 日</p> <p>(3) 最高裁判所長官の任命の辞令</p> <p>署名 御天皇</p> <p>内閣総理大臣 氏名(署名)</p> <p>年 月 日</p> <p>最高裁判所長官に任命する</p> <p>日本国憲法第七条及び第五十二条ならびに 国会法第一条及び第二条によつて、○○ 年○月○日に、国会の常会を東京に召集 する。</p> <p>御名御璽</p> <p>内閣総理大臣 氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>(2) 臨時会の詔書</p> <p>日本国憲法第七条及び国会法第一条によ つて、○○年○月○日に、国会の臨時会 を東京に召集する。</p> <p>御名御璽</p> <p>内閣総理大臣 氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>(3) 特別会の詔書</p> <p>日本国憲法第七条及び第五十四条並びに國 会法第一条によつて、○○年○月○日に、 国会の特別会を東京に召集する。</p> <p>御名御璽</p> <p>内閣総理大臣 氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>(3) 認証の形式</p> <p>○○に任命する</p> <p>日本国憲法第七条により、衆議院を解散 する。</p> <p>御名御璽</p> <p>内閣総理大臣 氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>(3) 認証のための助言と承認</p> <p>○○を人事官に任命するについて右謹ん で認証を仰ぎます。</p> <p>内閣総理大臣 氏名</p> <p>年 月 日</p>			
(1) 認証される官吏	(1) 認証されたる官吏	(1) 認証されたる官吏	(1) 認証されたる官吏
<p>日本国憲法第七条及び第五十二条ならびに 国会法第一条及び第二条によつて、○○ 年○月○日に、国会の常会を東京に召集 する。</p> <p>御名御璽</p> <p>内閣総理大臣 氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>(1) 検査官(会計検査院法四条六項) 人事官(国家公務員法五条二項) 官内庁長官(官内庁法四条) 侍従長(同前)</p> <p>特命全権大使(外務公務員法八条一項) 特命全権公使(同前) 公正取引委員会委員長(私的独占の禁止 及び公正取引の確保に関する法律二九 条三項)</p> <p>○○を人事官に任命するについて右謹ん で認証を仰ぎます。</p> <p>内閣総理大臣 氏名</p> <p>年 月 日</p>			
(1) 認証される官吏	(1) 認証されたる官吏	(1) 認証されたる官吏	(1) 認証されたる官吏

願により本官を免ずる

氏名

日本國天皇裕仁

○○国大統領○○閣下

に存在する友好親睦關係を維持増進せんことを期し、○○を日本國の特命全權大使に任命し、貴大統領の下に駐劄せしむ。

年月日

内閣閣

閣下

日本國政府は、日本國と○○國との間

使に任命し、貴大統領の下に駐劄せしむ。

茲に、日本國憲法の規定に従い、本書を

以て之を認証す。
○○は、人格高潔、職務に忠実にして才幹あり、能く其の大任を全うして閣下の信倚に背くことなかるべし。同人が日本國の名において閣下に以聞する所あるにおいては、全幅の憑信を賜らんことを

望む。
此の機会に、閣下の慶福と貴國の隆盛とを祝する。

昭和年月日

御名御璽

内閣総理大臣 氏名

外務大臣 氏名

(3) 条約公布の形式
○○条約をここに公布する。

御名御璽

内閣総理大臣 氏名

外務大臣 氏名

内閣総理大臣 氏名

外務大臣

皇帝に代り

摂政皇太子 クヌット(親署)

外務大臣(副署)

批准書その他の外交文書

茲に、日本国憲法の規定に従い、本書を以て之を認証す。

○○の陛下の下に在るや、能く其の任を尽し、両国の交誼をして益深厚ならしむるに勉め、為に陛下の珠遇を蒙りしは、此の機会に、陛下に対し不渝の友情と欣快に堪へざる所なり。

茲に、日本国憲法の規定に従い、本書を以て之を認証し、其の証拠として、親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

(減刑・執行免除・復権も同様)
昭和年月日

御名御璽 内閣総理大臣 氏名印 外務大臣 氏名印

特赦せられる者
昭和年月日

認可状(4) 認可状の形式

御名御璽 昭和年月日

日本国天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本国天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本国天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

○陛下の年月日付の委任状を閲

任せられたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行うに關する殊典待遇を得る

を允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て右○○氏の職務執行上一切適當の補助を供与すべし。

茲に、日本国憲法の規定に従い、之を認証し、其の証拠として、親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

御名御璽 昭和年月日

日本国領事の職權を承認し、其の委ねたる職務の執行上適法に施為する所の一切の行為に対し至当の服従を為すべきことを命ず。

日本国政府は日本国民に命ずるに右

御名御璽 昭和年月日

日本国政府は日本国民に命ずるに右の○○駐在日本国領事たることを公認し、地方官をして之に其の職務の執行上有ゆる適當の擁護補助を加へ、且正當に其の官職に屬すべき一切の栄譽、特權、免除を与へしめられんことを要望す。

御名御璽 昭和年月日

日本国政府は、○○國政府の右○○

御名御璽 昭和年月日

恩赦の例(2) 恩赦の形式

大赦を認証し、大赦令をここに公布する。

御名御璽 昭和年月日

日本国政府は、襄に日本国の大赦令を公布する。

御名御璽 昭和年月日

日本国天皇裕仁
○○國皇帝○○陛下

日本国政府は、襄に日本国の大赦令を公布する。

御名御璽 昭和年月日

日本国政府は、襄に日本国の大赦令を公布する。

御名御璽 昭和年月日

日本国政府は、襄に日本国の大赦令を公布する。

御名御璽 昭和年月日

日本国天皇裕仁
昭和年月日

日本国政府は、襄に日本国の大赦令を公布する。

御名御璽 昭和年月日

日本国政府は、襄に日本国の大赦令を公布する。

御名御璽 昭和年月日

- 19) 佐藤幸治「国事行為と政教分離」ジュリスト933号, 1989, 104頁。
 20) 斎藤憲司「資料集成・象徴天皇制」ジュリスト933号, 1989, 306頁。

天皇・皇室の儀式					
戦後の儀式	戦前の儀式と法的根拠		(3)立太子式	→立太子の式	立儲令
1 国事行為たる儀式		皇室儀制令	(4)皇太子成年式	→皇太子成年式	皇室成年式
(1)新年祝賀の儀 (1月1日)	→新年朝賀の儀	皇室儀制令	(5)正仁親王成年式	→親王成年式	皇室成年式
2 国事行為の一環としてその一部をなす儀式			(6)皇太子結婚式	→皇太子結婚式	皇室親族令
(1)親任式 (2)信任状捧呈式 (3)勅章親授式	→親任式 →信任状捧呈式 →親授式	皇室儀制令	(7)正仁親王結婚式	→親王結婚式	皇室親族令
3 国事行為に伴う儀式		皇室儀制令	(8)寛仁親王成年式	→親王成年式	皇室成年式
(1)認証官任命式 (2)文化勅章伝達式	→親任式	皇室儀制令	(9)宣仁親王成年式	→親王成年式	皇室成年式
4 その他の恒例的な儀式・行事			(10)憲仁親王成年式	→親王成年式	皇室成年式
(1)新年一般参賀 (2)新年宴会(1月5日) (3)講書始の儀(1月上旬) (4)歌会始の儀(1月中旬) (5)天皇誕生日祝賀 (12月23日) (6)皇后誕生日祝賀 (10月20日) (7)園遊会(春・秋)	→新年宴会 →講書始の式 →歌会始の式 →天長節の式 →地久節の式 →観桜会・観菊会	皇室儀制令 皇室儀制令 皇室儀制令 皇室儀制令 (慣習) (慣習)	(11)徳仁親王成年式 (12)寛仁親王結婚式 (13)憲仁親王結婚式 (14)文仁親王成年式 (15)高松宮宣仁親王喪儀 (16)昭和天皇大喪の礼	→親王成年式 →親王結婚式 →親王結婚式 →親王成年式 →皇族喪儀 →大喪儀	皇室親族令 皇室親族令 皇室親族令 皇室成年式 皇室喪儀令 皇室喪儀令
6 「公的」とされる儀式			(1)国会開会式	→帝国議会開院式 ・閉院式	皇室儀制令
5 臨時に行われた特別な儀式			(2)国民体育大会開会式 (3)日本学士院賞授賞式 (4)日本芸術院賞授賞式 (5)全国戦没者追悼式 (8月15日)		
(1)貞明皇太后大喪儀 (2)秩父宮雍仁親王喪儀	→大喪儀 →皇族喪儀	皇室喪儀令 皇室喪儀令	7 戦後行われなくなった戦前の儀式		
			× →紀元節の式 (2月11日)	皇室儀制令	
			× →明治節の式	皇室儀制令	
			× →解任状捧呈式	皇室儀制令	
			× →親補式	皇室儀制令	

- 21) ①皇位継承儀礼のうち最重要の儀式は、「即位の礼」と「大嘗祭」であるが、そこに至るまでの皇位継承儀礼の一連の流れをみると、次のようになる。

崩御直後、昭和64年1月7日午前、「賢所の儀」「皇靈殿、神殿に奉告の儀」が行われ、皇祖と歴代天皇の御靈および神々に新天皇が即位されたことが奉告された。同時に「剣璽承継の儀」が行われ、古来より皇位の印として伝えられてきた「剣」と「璽」が継承された。続き平成元年1月9日「即位後朝見の儀」が行われ、新天皇陛下自ら国民を代表する内閣総理大臣などに対し皇位に即いたことを宣言された。これら崩御直後の皇位継承儀礼は、これまで「践祚」と呼ばれ、「即位」とは区別されていたが、今回の皇位継承にあたってはこのことばは使用されず「即位」と呼ばれた。

「即位(践祚)」関係の儀式と並行して昭和天皇の大葬の諸儀式が行われた。まず崩御後、殯宮における儀式(一般的の通夜にあたる)など一連の大葬関係の儀式が始まり、2月24日には葬場殿の儀(一般的の本葬にあたる)・大葬の礼が行われた。

平成2年1月23日「賢所に期日奉告の儀」「皇靈殿、神殿に期日奉告の儀」が行われ、天皇が皇祖、八百万の神々に対して即位の礼と大嘗祭の期日を奉告された。かくして11月12日、宮中三殿の賢所で、皇族、三権の長らが参列する「賢所大前の儀」において、天皇が即位礼を行うことを神前に奉告し、その後皇居内の宮殿と前庭において皇位についてことを広く内外に向け宣示する国家儀式「即位礼正殿の儀」が、内外の客約2千2百人の参列のもとに行われた。

一方「大嘗祭」は、その10日後、同月22日の夜半から翌22日の未明にかけて皇居・東御苑に新しく造営された大嘗宮において行われた。大嘗祭は、厳肅な神道の儀式である。様々な説があり、簡単に説明することは難しいが、伝統的には次のように説明されている。

「古代から続く天皇即位の儀式。天子が年毎の稻の初穂を、皇祖神に供えて共食する祭りを新嘗

祭といい、それとほぼ同じ内容を、天子一代に一度の大祭として行うのが大嘗祭である。古くはこの祭りによってあらたな天皇の資格が完成するものとされていた……」[平凡社『大百科事典』]

(日本政策研究センター「即位の礼・大嘗祭」平成2年、ぎょうせい、3-6頁)

②即位の礼・大嘗祭の一連の儀式をみても天皇と神道との関係は、極めて深い。皇室には「神事を先にし、他事を後にす」(禁秘御抄)という祭事を重んずる伝統がある。これは今も変わっていない。つまり祭主たることが天皇の第一義とされている。もっとも現行憲法は政教分離原則を定めているので、皇室祭祀は建前上は天皇の私事とされている。

皇室祭祀は、宮中三殿のすべてもしくはそのいずれかにおいて行われることが多い。ちなみに宮中三殿とは、天祖天照大神を奉祀し神鏡を神体とする賢所、神武天皇以来の歴代天皇・追尊天皇・歴代皇后・皇妃・皇親を祀る皇靈殿、天神地祇八百万神を祭神とする神殿三殿をいう。

(針生誠吉・横田耕一「国民主権と天皇制」1983、法律文化社、302-306頁。)

次表は皇室において行われる主な祭儀一覧である。

■主な祭儀一覧表

月	日	祭 儀	御殿又 は式場	御 拝 礼 又 は 出 御
1月	1日	歳 旦 祭 小祭	三 殿	天 皇 陛 下 皇太子殿下
	3日	元 始 祭 大祭	三 殿	両 陛 下 両 殿 下
	4日	奏 事 始	鳳 凰 の 間	天 皇 陛 下
	30日	孝 明 天 皇 例 祭 小祭	皇 靈 殿	両 陛 下 両 殿 下
2月		孝 明 天 皇 例 祭	陵 所	(掌典奉仕)
	17日	祈 年 祭 小祭	三 殿	天 皇 陛 下 皇太子殿下
	21日	仁 孝 天 皇 例 祭 小祭	皇 靈 殿	両 陛 下 両 殿 下
3月		仁 孝 天 皇 例 祭	陵 所	(掌典奉仕)
	春 分 の 日	春 季 皇 靈 祭 大祭	皇 靈 殿	両 陛 下 両 殿 下
	21日	春 季 神 殿 祭 大祭	神 殿	
4月	3日	神 武 天 皇 祭 大祭	皇 靈 殿	両 陛 下 両 殿 下
		皇 靈 殿 御 神 楽	陵 所	勅 使
	29日	天 長 節 小祭	皇 靈 殿	両 陛 下 両 殿 下
5月	17日	貞 明 皇 后 例 祭 小祭	皇 靈 殿	天 皇 陛 下 両 殿 下
		貞 明 皇 后 山 陵 例 祭	陵 所	(掌典奉仕)
6月	30日	節 折 (よおり)	正 殿 竹 の 間	天 皇 陛 下
		大 祔 (おおはらい)	神 嘉 殿 前 庭	
7月	30日	明 治 天 皇 例 祭 小祭	皇 靈 殿	両 陛 下 両 殿 下
		明 治 天 皇 山 陵 例 祭	陵 所	(掌典奉仕)
9月	秋 分 の 日	秋 季 皇 靈 祭 大祭	皇 靈 殿	両 陛 下 両 殿 下
	24日	秋 季 神 殿 祭 大祭	神 殿	
10月	17日	神 菴 (かんなめ) 祭 大祭	賢 所	両 陛 下 両 殿 下
11月	23日	新 嘗 祭 夕 の 儀、暁 の 儀	神 嘉 殿	天 皇 陛 下 皇太子殿下 神饌御親供御 拝礼-御直会 御着座 御拝礼
		大祭		
12月	中旬	賢 所 御 神 楽 小祭	賢 所	両 陛 下 両 殿 下
	25日	大 正 天 皇 祭 大祭	皇 靈 殿	両 陛 下 両 殿 下
		同 御 神 楽	陵 所	勅 使
	31日	節 折	皇 靈 殿	両 陛 下 両 殿 下
		大 祔	神 嘉 殿 前 庭	

参列員の服装 モーニングコート、アフタヌーン・ドレス、白襟紋付又はこれらに相当するもの(11月~3月外套着用可能)

出典)「毎日グラフ緊急増刊崩御昭和天皇」1989、毎日新聞社、139頁。

22) 奥平康宏・杉原康雄「憲法学4」昭和51年、有斐閣、177-206頁を参照。

23) 学説では、天皇の行為類型について、国事行為と私の行為の二種類であるとする天皇行為二類型説、そして第三の行為として象徴としての地位に基づく公的行為を認める天皇行為三類型説がある。

- 24) アサヒグラフ「緊急増刊 天皇陛下崩御」1989, 朝日新聞社, 32頁。
- 25) 芦部信喜「国民主権と象徴天皇制」法学教室105号, 1989, 有斐閣, 41-42頁。
- 26) これは、元侍従長入江相政のことばである。
- 27) 内閣総理大臣の場合、礼砲の数は19発である。
- 28) 中村睦男「国事行為ないし天皇の公的行為」ジュリスト933号, 1989, 146頁。
- 29) 奥平康宏・杉原康雄, 前掲書, 187頁。
- 30) 針生誠吉・横田耕一「国民主権と天皇制」1983, 法律文化社, 301頁。
- 31) 成田頼明「天皇・皇族と国内法令の適用」ジュリスト933号, 1989, 146頁。
- 32) これは衆議院・内閣委員会（昭和50年3月14日）での政府見解である。
- 33) 斎藤憲司, 前掲書, 293頁。
- 34) 成田頼明, 前掲書, 149頁。
- 35) 小森義峯, 前掲書, 75頁。
- 36) 朝日新聞, 1989年7月8日朝刊。
ちなみにイギリス女王は毎年イギリスの長者番付の1位を飾っている。王室領や歴代国王が集めた美術品、宝石などは天文学的価値があり、推定資産額は52億ポンド（1兆1440億円）。チャールズ皇太子も所領からの地代など20位となっている。
朝日新聞, 1989年4月4日朝刊。
- 37) 成田頼明, 前掲書, 149-150頁。
- 38) 39) 40) 小林直樹, 前掲書, 83-94頁。
- 41) 横田耕一「日本の公法学における憲法第一章（戦後）」ジュリスト933号, 1989, 72-73頁。
- 42) 蟻山政道, 前掲, 150頁。
- 43) 44) 45) 斎藤憲司「象徴天皇制年表」ジュリスト933号, 1989, 255-228頁。